

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(法務・厚生労働二)

○港湾法施行規則の一部を改正する省令
(国土交通八一)

〔告 示〕

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件(内閣府一〇二)

○活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の一部を改正する件
(同一〇三)

○活動火山対策特別措置法第三条第一項の規定に基づき、火山災害警戒地域を指定した件の一部を改正する件
(同一〇四)

○学校教育法施行規則第百五十条第四号に規定する大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある者と認められる者を指定する件の一部を改正する件(文部科学九九)

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件
(同一〇〇)

○租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設の一部を改正する件(同一〇一)

○肥料の登録の有効期間を更新した件
(農林水産一四九八)

○生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件(同一四九九)

○肥料の登録が失効した件
(同一五〇〇)

○平成十六年農林水産省告示第二千九百九号(大等の輸出入検査規則第四条第一項の表輸入の項大等の区分の欄の三のロの規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件)の一部を改正する件
(同一五〇一)

○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件(同一五〇二)

○国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示
(国土交通一〇五八)

○国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示
(同一五〇九)

○国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準の一部を改正する件(同一〇六〇)

○運輸審議会件名表に登録された件
(同一〇六一)

○防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則の一部を改正する件
(防衛一八七)

〔官庁報告〕

国家試験

保健師国家試験の施行(厚生労働省)
助産師国家試験の施行(同)
看護師国家試験の施行(同)
令和六年度情報処理技術者試験合格者(経済産業省)

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等

令和五年度外務省共済組合の決算に関する公告、沖縄振興開発金融公庫第五十二事業年度財務諸表、日本放送協会落札関係

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達、押収物還付関係
会社その他
会社決算公告

○国土交通省令第八十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条第十項及び第六十条の三の規定に基づき、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

港湾法施行規則の一部を改正する省令

次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分とを改め、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正後

改正前

（埠頭群の貸付契約の内容）

第十七条の九 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の規定により埠頭群を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下この条において「貸付者」という。）は、港湾運営会社に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

一 港湾運営会社は、貸し付けられた港湾施設を第三者に転貸しようとするときは、貸付者の承諾を得なければならないものとする。

二 港湾運営会社は、貸し付けられた港湾施設に係る賃借権を第三者に譲渡してはならないものとする。

三 港湾運営会社は、貸し付けられた港湾施設に自己の権原によつて附属させた物を担保に供しようとするときは、貸付者の承諾を得なければならないものとする。

四 異常な船舶の解消を図る必要がある場合、港湾施設における感染症の発生の予防又はそのまん延の防止を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港湾施設を港湾運営会社以外の者の利用に供すべきこと又は特定の船舶の利用に供してはならないことを港湾運営会社に指示したときは、港湾運営会社はその利用又は利用制限を受忍しなければならないものとする。

（埠頭群の貸付契約の内容）

第十七条の九 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の規定により埠頭群を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下この条において「貸付者」という。）は、港湾運営会社に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

一 港湾運営会社は、貸し付けられた港湾施設を第三者に長期間転貸し、又はこれに係る賃借権を譲渡してはならないものとする。

（新設）

二 港湾運営会社は、貸し付けられた港湾施設に自己の権原によつて附属させた物を担保に供しようとするときは、貸付者の承諾を得なければならないものとする。

三 異常な船舶の解消を図る必要がある場合、港湾施設における感染症の発生の予防又はそのまん延の防止を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港湾施設を港湾運営会社以外の者の利用に供すべきこと又は特定の船舶の利用に供してはならないことを港湾運営会社に指示したときは、港湾運営会社はその利用又は利用制限を受忍しなければならないものとする。

附 則

（施行期日）

一 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

二 この省令の施行前に貸付契約が締結された場合におけるその契約の内容については、この省令による改正後の港湾法施行規則第十七条の九の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告

示

○内閣府告示第二百二号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条第一項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

令和六年八月一日

次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分とを改める。

内閣総理大臣 岸田 文雄

改正後

改正前

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第二条 法第四十一条第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 略

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第二条 法第四十一条第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 同上

口 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百五十円以内とする。

（二）ハ 略

二 応急仮設住宅

（一） 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

（一） 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百八十八万二千円以内とする。

（三）ハ 略

ロ 略

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

（イ・ロ 略）

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百三十円以内とすること。

二 略

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

（一）ハ 略

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季節及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季節は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季節	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	百円 一万九千八百	百円 二万五千四百	百円 三万七千七百	四万五千円	五万七千円	八千三百円

口 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百四十円以内とする。

（二）ハ 同上

二 応急仮設住宅

（一） 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

（一） 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内とする。

（三）ハ 同上

ロ 同上

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

（イ・ロ 同上）

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千二百三十円以内とすること。

二 同上

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

（一）ハ 同上

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季節及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季節は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季節	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	百円 一万九千二百	百円 二万四千六百	百円 三万六千五百	四万三千六百	五万五千二百	八千円

冬季	夏季	春季
三万二千八百円	四万二千四百円	五万九千九百円
六万九千九百円	八万七千円	一万二千元

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

冬季	夏季	春季
一万四千四百円	六千五百円	一人世帯の 額
一万三千六百円	八千七百円	二人世帯の 額
一万九千四百円	一万三千円	三人世帯の 額
二万三千円	一万五千九百円	四人世帯の 額
二万九千円	二万円	五人世帯の 額
三千八百円	二千八百円	世帯員数が六人以上 一人を増すごとに加 算する額

四 〔略〕

(被災した住宅の応急修理)

第七條 法第四條第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 〔略〕

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万五千円以内とすること。

ハ 〔略〕

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 〔略〕

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十一万七千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万八千円

ハ 〔略〕

(学用品の給与)

第九條 法第四條第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

〔二・二 略〕

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 〔略〕

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 五千二百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 五千五百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 六千円

四 〔略〕

冬季	夏季	春季
三万四千八百円	四万四千四百円	五万七千二百円
六万六千九百円	八万四千三百円	一万六千六百円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

冬季	夏季	春季
一万百円	六千三百円	一人世帯の 額
一万三千二百円	八千四百円	二人世帯の 額
一万八千八百円	一万二千六百円	三人世帯の 額
二万二千三百円	一万五千四百円	四人世帯の 額
二万八千八百円	一万九千四百円	五人世帯の 額
三千七百円	二千七百円	世帯員数が六人以上 一人を増すごとに加 算する額

四 〔同上〕

(被災した住宅の応急修理)

第七條 法第四條第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 〔同上〕

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万五千円以内とすること。

ハ 〔同上〕

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 〔同上〕

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

ハ 〔同上〕

(学用品の給与)

第九條 法第四條第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

〔二・二 同上〕

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 〔同上〕

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 四千八百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 五千五百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千六百円

四 〔同上〕

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

〔一・二 略〕

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万六千五百円以内、小人十八万八千五百円以内とすること。

四 〔略〕

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 〔略〕

二 死体の処理

〔イハ 略〕

二 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千六百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千七百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 〔略〕

ホ 〔略〕

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 〔略〕

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十四万円以内とすること。

三 〔略〕

備考 表中の「一」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和六年七月九日から適用する。

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

〔一・二 同上〕

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万九千五百円以内、小人十七万五千二百円以内とすること。

四 〔同上〕

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 〔同上〕

二 死体の処理

〔イハ 同上〕

二 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千五百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 〔同上〕

ホ 〔同上〕

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 〔同上〕

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万八千七百円以内とすること。

三 〔同上〕